

街づくりだより

ひがしぐち

発行(第二十六号)

平成十五年十一月四日

長野市 駅周辺整備局

電話 〇二六(二二四)五〇四九

主な記事

都市計画道路「駅南幹線」変更	一、二面
七瀬町からの要望	三面
二地区で視察を実施	三面
第二十四回仮換地指定	四面

都市計画道路

「駅南幹線」

変更について

平成15年3月26日、栗田区から地域住民の総意として要望がありました都市計画道路「駅南幹線」変更について県・国等と協議を重ねてまいりましたが、協議が整いましたので都市計画道路変更の手続きを進めることになりました。

○主な変更内容は次のとおり

①都市計画道路「駅南幹線」の形状の変更

※曲線部分を直角に変更するもの。

②4車線から2車線への変更

※長野駅東口線～栗田屋島線間(約500m)を2車線へ変更するもの。

駅南幹線の変更(案)



○主な変更理由は次のとおり

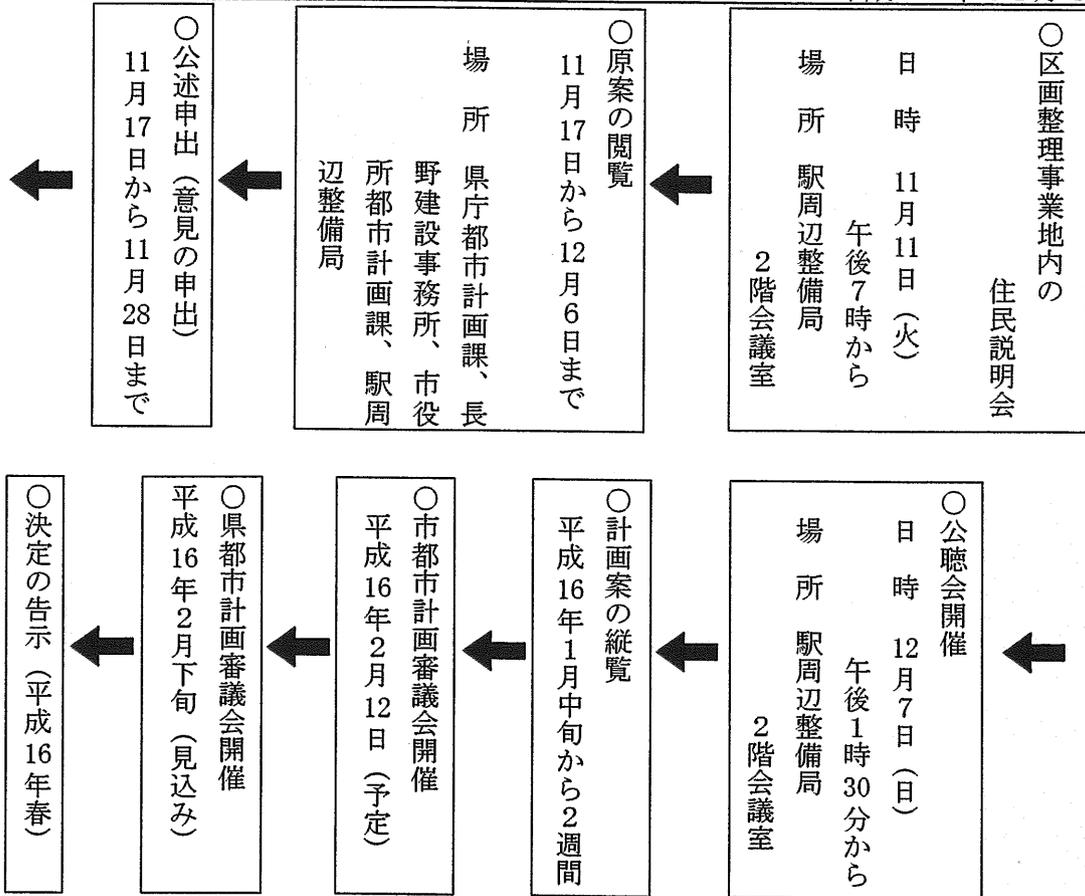
①住環境と共存する道路づくり
 ※安全で安心して歩ける広幅員の歩道・水と緑豊かな植樹帯の整備、及び防災性を備えた道路づくり。

②沿線土地の整形化
 ※画地の整形化を図る。

③交通安全の重視
 ※信号機設置が可能な交差点処理により施行区域外の既存道路からの出入の安全性を図る。

④将来のまちづくり計画への展望
 ※将来のまちづくりのための道路整備展望を開く。

☆変更に伴う今後の日程



☆変更に係る協議・説明経過

- 平成14年7月10日
栗田地権者の会設立発起人会
- 平成14年11月17日
栗田地権者の会設立総会
- 平成14年12月25日
長野市都市整備部長、駅周辺整備局長に栗田地権者の会から都市計画道路「駅南幹線」の一部変更と早期整備の要望書が提出される。
- 平成15年3月26日
栗田区長名で、長野市長に対し、栗田地区住民の総意として都市計画道路「駅南幹線」の一部形状変更と二車線整備及び早期整備の要望書が提出される。
- 平成15年4月から9月
長野県都市計画課と市都市計画課、駅周辺整備局で変更について協議。
- 平成15年5月27日
長野駅東口地域街づくり対策連絡協議会総会で、都市計画変更の概要と経過説明。
- 平成15年7月27日
区画整理事業の進捗状況の説明に併せて「駅南幹線」都市計画変更の概要説明。
- 平成15年9月25日
栗田地区役員及び地権者の会役員に対し、変更素案説明。
- 平成15年10月14日
栗田地権者の会会員に対し、都市計画変更素案説明。
- 平成15年10月28日
栗田地区住民を対象に都市計画変更素案説明会開催。

安心して住み続けられる

まちづくりを目指して

七瀬町からの要望

10月9日(木)七瀬区長名で

長野駅周辺第二土地区画整理事業の一部計画変更について要望書が出されました。当日は宮下

七瀬区長より昨年6月から区の代表者による話し合いを17回開

催し、分会毎の話し合い、10月

4日(日)の臨時総会を経て今

回の要望となった旨の説明があ

りました。要望内容は以下(1

〜3)のとおりです。

1 日照権と生活権問題

について

(1)商業地域と住宅地域を区別し、建物の高さを制限する等のルールづくりを行う。

(2)生活道路の幅員は4m〜6

m程度が適当、日照権確保のため東西に築造するよう計画を変更する。

2 山王栗田線25m幅の

幹線都市計画道路整備

について

25m幅の幹線道路については幅員は25mそのまま、但し

車道は2車線とし歩道や緑地

帯を広くとることで車の流入

を抑えて住環境を悪化させない

ようにする。

但し、将来2車線を変更する

場合は地域住民の合意を得

ること。

3 七瀬居町線について

七瀬居町線は見直すこと。

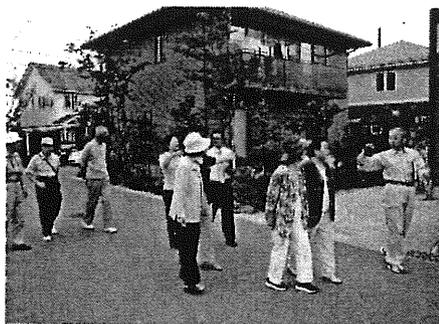
☆要望に対する今後の対応

要望内容については、要望時にご提案いただきました「協議会」等を立ち上げていただき、検討してまいりたいと考えております。

また、従来から活動されている「七瀬土地所有者の会」の皆様とも要望事項について検討してまいりたいと考えております。

二地区で視察を実施

今後集団移転が見込まれる北中地区と中御所地区の地区住民の方を対象に、住民参加のまちづくりを進めるため、住環境の先進地視察を実施しました。



視察の様子(北中地区)

北中地区では、9月19日(金)に17名が参加して、三本柳土地区画整理事業地、四季の杜(川中島)及び小布施町を視察しました。

中御所地区でも、10月5日(日)に5名、8日(水)には12名がそれぞれ参加して、三本柳土地区画整理事業地と四季の杜を視察をしました。

地区計画や建築協定等によるまちづくりを実際に見ていただきましたが、今後のまちづくりの参考にしていただきたいと思います。

◆第二十四回仮換地指定について◆

平成十五年十月二十一日(第二十四回)、十三街区、十七街区、二十一街区ほか、計一〇街区の仮換地指定について、長野都市計画長野駅周辺第二土地区画整理審議会に諮問しました。

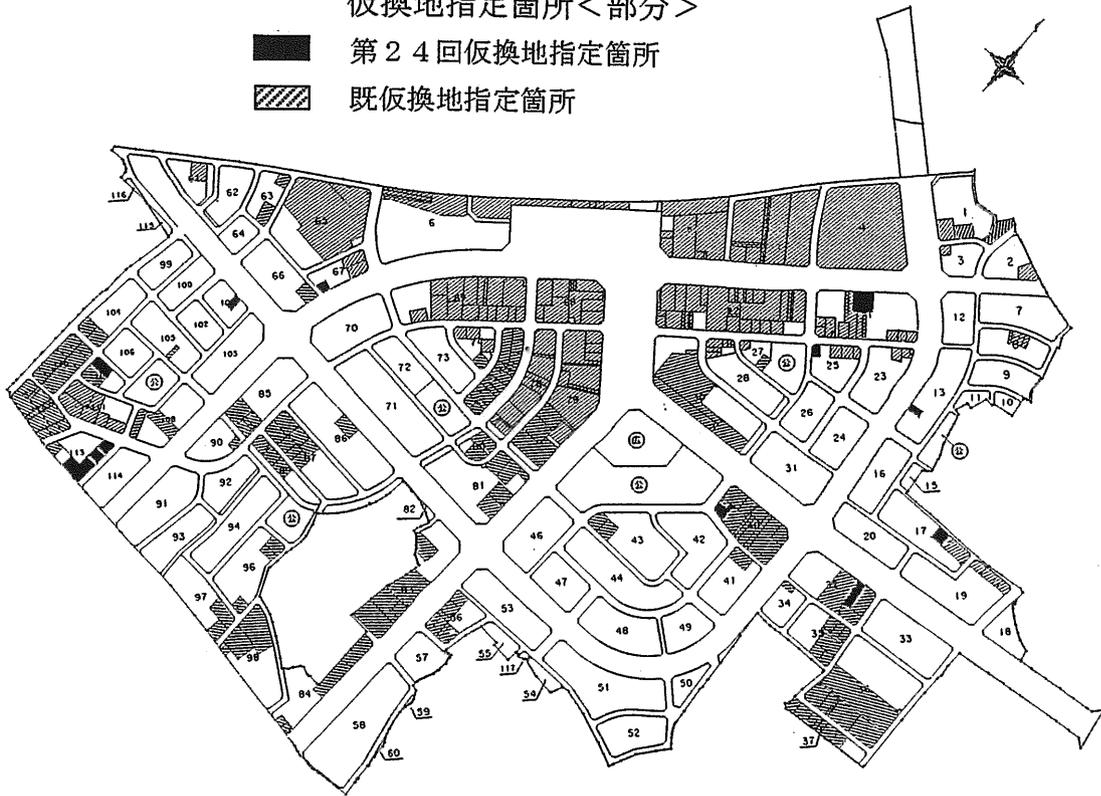
◎諮問内容

十三街区の一部・十七街区の一部・二十一街区の一部・二十五街区の一部・三十二街区の一部・四十街区の一部・六十七街区の一部・百一街区の一部・百九街区の一部・百十三街区の一部

地権者数	十五名
従前地積	約三、七九五㎡
換地面積	約三、一五二㎡

仮換地指定箇所<部分>

■ 第24回仮換地指定箇所
 ▨ 既仮換地指定箇所



長野市駅周辺整備局
 〒三八〇〇九二一
 住所 長野市栗田九七二番地
 電話 〇二六(二四)五〇四九

「ひがしぐち」は長野駅周辺第二土地区画整理事業の関係者に配布・郵送しています。誤記・配布漏れがありましたらお知らせください。



これらの諮問に対して審議会から「適当と認める(全十七件中、一件については賛成十三名、その他については賛成十二名、反対一名・保留一名)」との答申を同日付でいただきましたので各権利者に対し個々に仮換地の指定を行っております。今回までの仮換地指定により仮換地の合計面積は、約一八四二五㎡、仮換地指定率は三三・五%になります。